

大会時（7.1 以降）入国手続きについての注意事項

1. ICON・メール提出共通

①0 日待機の場合の理由

⇒具体的な理由の記載が必要

「How to make your Activity Plan」の例文を活用し、そのままコピーして使用する事は避けてください

- ・丸川大臣が 2021 年 6 月 9 日の国会で「さすがにこれ（記載例）をそのままコピーするような、例示のような具体性のないものは全く認めておりません」と答弁されています
- ・内閣官房からも「例文をそのままコピーした内容は却下する」旨連絡がきています。
- ・例えば、入国者の入国直前の業務について「〇〇競技大会への参加」等、具体的に記載してください

②別紙 3 を添付する場合

- ・入国後 14 日以内は、基本的に用務先リストに記載されている場所への訪問のみ認められています。
真にやむを得ない事情がある場合に限り、用務先リスト以外に記載の場所に行くことが認められる場合があります
- ・別紙 3 の添付は「用務先リストに記載されていない施設に滞在する場合」に必要です。
用務先リストに記載されていない施設は、組織委員会で個別に防疫措置等を担保する必要があるため、動線分離やゾーニング、国内在住者との接触回避をしっかりと検討し徹底してください
- ・別紙 3 の添付がある案件の申請は、内閣官房の厳格な審査対象になるため、提出前にしっかりと確認してください
⇒別紙 3 の提出にあたり疑義・確認事項等がある場合は、事前に SEC にご相談ください

③ファイルのアクセス権限の設定

- ・添付する Excel 等は外部の方でもご確認頂けるよう、セキュリティロックを外してお送りください。
- ・「組織委員会外秘」 → 「アクセス制限なし」に変更
詳細なやり方はこちら↓

- ・PW 等を設定している場合は、PW は解除して送付

2. メールの提出方法

(1) メール提出の該当案件

- ✓ ICON を利用した提出が、提出期限までに出来ない場合
- ✓ 査証入国（アクレディテーションカードの交付対象でない等）ICON を利用出来ない場合

(2) 流れ

	事項	対応
①	メール提出での該当案件（上記(1)）となる可能性がある場合、事前に SEC に相談	【連絡事項】 ・入国日 ・案件数（本邦活動計画書の提出数。社名含む） ・入国者数 ・メールでの提出となる理由 ・PVC 入国／査証入国の別
②	SEC から案件番号付与	案件番号は送付メールの件名に記載（No×××）
③	内閣官房へメールで提出	【送付先】 ・宛先： oripara-snk.d3f@cas.go.jp ・Cc： Games-time-entry@tokyo2020.jp （AND・SEC が閲覧できる共用アドレス） 【件名】 以下に統一 ・No×××【特例行先地有】○月○日～入国案件：アメリカ大陸（柔道）の選手団 ・No×××【特例行先地無】○月○日～入国案件：Panasonic 社の来日 ※特例行先地有＝「別紙3（用務先リストに記載されていない施設に滞在する場合）」を添付する場合 ※日付は申請書類に記載されている人のうち一番入国日が早い人の日付を記載
④	【調整中】 メールでの提出・承認後、ICON での提出が可能となった場合	・ICON で申請 ・ICON での申請書類に以下を記載したメモを添付 →「メール案件名」（No×××【特例行先地無】○月○日～入国案件：Panasonic 社の来日） →内閣官房承認日